

## さいたま市告示第668号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和8年 4月10日

さいたま市長 清水 勇 人

### 1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

### 2 保管開始年月日

令和8年 4月 3日

### 3 保管場所及び放置箇所

#### (1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅、浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅、浦和美園駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

#### (2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅、岩槻駅、東岩槻駅及びさいたま新都心駅周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

### 4 保管自転車

別紙のとおり

### 5 保管台数

計 18台

### 6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局交通政策部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048(652)8812

# 保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/03/30	南浦和駅東口	不明	ES231C151175		
2026/03/30	南浦和駅西口	埼玉県警22-223008607	SWF300115		
2026/03/30	与野本町駅	埼玉県警23-234464248	B3E01734		
2026/03/31	東浦和駅	埼玉県警25-252407618	HS5C31808		
2026/03/31	南浦和駅東口	埼玉県警10-0467585	B0F65672		
2026/03/31	浦和駅東口	埼玉県警22-224467575	S608060332		
2026/04/02	南浦和駅東口	埼玉県警25-251592772	SX0028863		
2026/04/02	中浦和駅	埼玉県警18-8165655	S7I050957		
2026/04/03	中浦和駅	埼玉県警24-242320867	F24115406		
2026/04/03	与野本町駅	埼玉県警19-193283918	STC059796		
2026/04/03	南与野駅	茨城県警察E027498	T3FCA520		
2026/04/03	南与野駅	不明	SZE307180		

# 保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2026/03/30	大宮駅東口	埼玉県警25-251282587	SNYL00686		
2026/03/30	宮原駅東口	埼玉県警26-????16709	SZH004673		
2026/04/02	大宮駅西口	埼玉県警11-1367552	S1C90291		
2026/04/02	西大宮駅北口	埼玉県警19-190188442	SS0095912		
2026/04/03	大宮駅西口	埼玉県警25-251296324	A24A124565		
2026/04/03	東大宮駅東口	埼玉県警24-242638107	F24498767		

合計: 18台

告示期限 令和8年4月24日